

① 認定申請
利用申込

① 「認定申請」および「利用申込」

認定申請書と添付書類にもとづき、保育の必要性を確認します。認定の際、またはその後に申請内容に虚偽の事実が発覚した場合は、認定や入所決定を取り消します。

申込み人数が募集人数を超える保育園等については、選考(利用調整)を行います。

② 選考
(利用調整)

② 「選考(利用調整)」および「結果」

(1) 第一次選考受付期間に申し込んだ場合

申込者のうち、保育の利用の必要度の高い方から利用を決定します。

選考は市が定める利用調整基準により利用調整を行います。第2希望、第3希望の保育園等も並行して利用調整します。

(希望保育園等の定員が一杯の場合、利用できない場合があります。)

※ 選考は、その時点での利用調整基準点数をもとに審査しますので、申込み区分「新規申込み」「転園希望」「待機」により、審査上不利になることはありません。

※ 利用希望は、第3希望まで選ぶことができますが、第3希望まで選ばなければいけないということではありません。

結果通知の発送

一次選考2月下旬ごろ

二次選考3月下旬ごろ

(2) 保育園等の利用調整結果について

利用が決定した場合は「保育所等利用決定通知書」または「保育所等利用調整結果通知書」を、利用調整ができなかった場合は「保育所等利用調整結果通知書(保留)」をお送りします。この際に、認定証も一緒に送付します。

第一次選考受付期間に申し込んだ方への通知は、**2月下旬ごろ**発送予定です。

(3) 第一次選考受付期間に申込みをして、利用保留となった場合

第一次選考で「利用調整保留」となった方は、第一次選考受付期間を過ぎて申し込んだ方と合わせて**2月下旬ごろ**に子育て推進課窓口および青梅市保育施設募集状況 (http://www.city.ome.tokyo.jp/kosodate/hoiku_boshu.html)、青梅市保育園事務協会ホームページ (<http://www.ome-hk.jp>) に掲載する予定の第一次選考後の募集状況に応じて利用調整します。申込み保育園等の変更希望をされる場合は、**令和2年3月10日(火)までに**印鑑を持参のうえ子育て推進課保育・幼稚園係にお越しの上、手続きしてください。

利用保留

(4) 第二次選考で「利用調整保留」となった場合

第二次選考で「利用調整保留」となった場合は、年度内に限り募集待ち(待機児童)となります。5月以降の申込み保育園等を変更する場合や、保育園等の利用が必要なくなった場合は、利用を希望する月の前月18日(18日が土曜日、日曜日および祝日の場合は前開庁日)までに、印鑑を持参のうえ子育て推進課で手続きをしてください。

③ 入所

③ 「入所」

利用決定後、決定した保育園等から連絡がありますので、説明会等に参加し、必要な手続きをしてください。

④ 利用者負担金
決定

(4月20日ごろ発送)

④ 「利用者負担金の決定」および「利用者負担金決定通知書」の発送

市の基準にもとづき、保護者の市民税および児童の年齢に応じて保育料を決定し、4月20日頃「利用者負担金決定通知書」を発送します。利用者負担金のお支払は、原則として口座振替となります。口座振替の手続きができない場合は、施設給付係にご相談ください。